

相模原都市計画事業 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業

～ 質問集 ～

(令和3年1月作成)

この「質問集」は、令和3年1月に実施予定であった地権者説明会にて想定される質問に対する回答についてまとめたものです。

1	地中障害物調査全般に関するご質問	1 ページ
2	地中レーダ探査に関するご質問	3 ページ
3	ボーリング調査に関するご質問	3 ページ
4	土壌汚染に関するご質問	3 ページ
5	仮置き土の移設分別に関するご質問	4 ページ
6	その他のご質問	5 ページ

1 地中障害物調査全般に関するご質問

Q1 - 1 この調査は、なぜ行うのか。

A1 - 1 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業計画の事業計画変更案の検討を進めておりますが、その検討に当たっては、未調査箇所における地中障害物の総量等を把握することが必要です。

この地中障害物の状況を把握することにより、地中障害物の処理に必要な処理費の算定や宅地評価、換地設計等、土地利用計画、資金計画の見直しを行うことができるため、実施するものです。

Q1 - 2 いつから調査は、開始されるのか。

A1 - 2 令和3年の3月頃の開始を予定しています。

Q1 - 3 いつ調査は、終了するのか。

A1 - 3 現場での調査は、令和3年の9月頃までを予定していますが、天候や地中障害物の確認状況によっては、変更となる場合があります。

Q1 - 4 このような調査を今からやるのはおかしいのではないか。

A1 - 4 これまでは掘削による調査を行ってりましたが、調査の費用を圧縮し、期間を短縮する手法として、掘削を行わない地中レーダ探査を実施いたします。今後、事業計画の変更案を検討する上では、未調査箇所を含め、地中障害物の総量等の把握が必要となっておりますので、調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

Q1 - 5 まだ建物が建っているが、調査はどのように行うのか。

A1 - 5 建物が建っている宅地についても、出来る範囲で調査をさせていただきたいと考えております。調査箇所等については、建物が建っている宅地の所有者と個別に調整させていただきます。

Q1 - 6 土地を貸しており、調査することはできないが、その場合はどうするのか。

A1 - 6 営業等の邪魔にならない範囲で調査をさせていただきたいと考えております。調査が出来ない部分については、今後改めて調査させていただきたいと考えております。

Q 1 - 7 土地を使っている使用者が別にいるが、調査を知らせなくてよいか。

A 1 - 7 土地を所有されている方には、使用者の有無を確認するための通知を送らせていただきましたが、その通知に返信されていない場合は、麻溝台・新磯野地区整備事務所までお知らせください。

Q 1 - 8 調査結果を教えてもらえるのか。

A 1 - 8 調査結果については、結果がまとまった後に個別に土地の所有者の方に送付いたします。

Q 1 - 9 調査の期間中の立会いは必要か。

A 1 - 9 立会いについては、使用収益地の方を対象に、調査開始時と終了時に状況確認のためお願いさせていただきます。なお、調査中の立会いは必要ありません。

Q 1 - 10 建物の他、調査に支障となるものは何があるのか。

A 1 - 10 調査に支障となるものとしては、建物の他に、敷鉄板、残土の山、駐車中の車両、仮置きされている資材等が考えられます。また、支障物の移設等については、宅地の所有者や占有者と個別に調整させていただきます。

Q 1 - 11 今回の調査は、地権者の生活環境に何か影響を及ぼすのか。

A 1 - 11 重機の稼働、輸送用車両の走行により、地域の皆様にご負担やご迷惑をおかけすることが予想されますが、実施に当たっては、できるだけ影響が少なくなるよう配慮してまいります。

2 地中レーダ探査に関するご質問

Q 2 - 1 どのくらいの深さを調査するのか。

A 2 - 1 目標とする探査深度は、5 mとしていますが、調査箇所によっては、それよりも浅くなる場合があります。

Q 2 - 2 網目状（メッシュ）の間隔は、なぜ3 mなのか。

A 2 - 2 地中障害物が埋設されている場合は、ある程度まとまっていることが想定されることと、軽自動車程度の埋設物（約 3.4 m）にも反応させることが必要であること及び費用対効果も踏まえ、網目状（メッシュ）の間隔は、3 mと設定しました。

3 ボーリング調査に関するご質問

Q 3 - 1 ボーリング調査は、何のために実施するのか。

A 3 - 1 地中レーダ探査で廃棄物と思われる反応があった箇所については、その内容物を確認するためにボーリング調査を実施します。また、併せて地中の層厚を確認し、地山までの深度も確認したいと考えています。

4 土壌汚染調査に関するご質問

Q 4 - 1 土壌汚染調査は、何のために実施するのか。

A 4 - 1 仮置きしてある土を施行地区外に搬出する場合や自ら利用する場合に土の安全性を確認する必要があるため実施するものです。また、土壌汚染の有無を確認し、換地設計にも活用する予定です。

5 仮置き土の移設分別に関するご質問

Q 5 - 1 仮置き土移設分別はなぜ行うのか。

A 5 - 1 地中レーダ探査等の支障となる廃棄物混じり土等に移設するほか、移設に併せて廃棄物混じり土の分別を実施し、土地利用の阻害要因となる廃棄物の量を確認し、宅地の評価の基礎資料とするなど事業計画の変更案の策定に必要なため実施するものです。

Q 5 - 2 いつから移設分別が開始されるのか。

A 5 - 2 令和3年の3月頃から準備を行い5月ごろからの現地作業を予定しています。

Q 5 - 3 いつ頃、移設分別が終了するのか。

A 5 - 3 ふるい分けを令和3年9月までに行い、令和4年の2月までに作業を終える予定としています。

Q 5 - 4 表層残置物とは何か。

A 5 - 4 造成工事の支障となる、^{さいせきじき}砕石敷や^{ようへき}切株を集めた混じり土や土留め擁壁を解体したガラなどの事です。

Q 5 - 5 管理分別予定土とは何か。

A 5 - 5 廃棄物混じり土につきましては、一定の廃棄物を取り除いた分別後であっても廃棄物が残ってしまうことから、適正な管理が求められます。このため、本事業における取扱いについて、現在、検討を進めており、「管理分別予定土」と呼んでおります。

Q 5 - 6 立会いは必要か。

A 5 - 6 円滑な事業運営のため、地権者の皆様には、立会いをお願いしております。立会いが困難な場合には担当までご相談ください。

Q 5 - 7 分別した廃棄物は、いつ処理するのか。

A 5 - 7 事業計画の変更案に合わせて検討する、処理の方針を踏まえ令和4年4月以降に処理を行っていく予定です。

Q 5 - 8 今回、分別した廃棄物の処理費用は市が負担するということが良いか。

A 5 - 8 これまで、廃棄物の処理費用につきましては、地権者の追加減歩により負担していただくこととしておりましたが、廃棄物の処理に係る負担のあり方については、適切な負担割合を今後検討してまいります。

Q 5 - 9 分別した土は、どこに移設するのか。地区外に持っていくのか。

A 5 - 9 事業地内で飛散防止等の対策を講じた上で、事業地内で適切に保管することとしております。

6 その他のご質問

Q 6 - 1 説明会は開催されるのか。

A 6 - 1 1月下旬に地権者説明会を予定しておりましたが、緊急事態宣言の発出に伴い中止をさせていただきました。説明が必要な場合は、2月15日から3月19日までの間で個別にご説明をいたしますので、希望される方は、麻溝台・新磯野地区整備事務所（電話番号 042-769-9254）までお申込みください。